

美しいまちをつくる三春町景観条例

美しいまちをつくる三春町景観条例（平成2年三春町条例第1号）の全部を次のように改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 三春町は、多彩な歴史的、文化的伝統と阿武隈の恵まれた自然環境を活かした歴史公園都市づくりをすすめている。この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき町が景観整備等の景観計画をつくり、町民とともに、すぐれた景観整備と環境保全を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （2） 工作物 擁壁、煙突、広告塔、高架水槽、観覧車、コンクリートプラント、石油貯蔵施設、ごみ処理施設等の工作物で規則で定めるものをいう。
- （3） 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- （4） 建築物等 建築物、工作物及び広告物をいう。
- （5） 景観整備等 自然景観及び都市景観の整備並びに生活環境の保全をいう。
- （6） 景観計画 法第8条に規定する計画をいう。
- （7） 基本方針 第5条に定めるその地区の態様に応じた景観整備等に関する具体的目標をいう。
- （8） 三春町都市計画審議会 三春町都市計画審議会条例（昭和45年三春町条例第9号）の規定により設置された審議会をいう。
- （9） 景観専門委員 第28条の規定により設置された委員をいう。

（町の責務）

第3条 町は、美しい三春のまちづくりのために、景観整備等に関する基本的かつ総合的な景観計画を策定し、これを実施するものとする。

- 2 町は、景観というものは町民ひとりひとりの努力と配慮により形成されるものであるという立場に立ち、景観整備等に関する景観計画の策定及び実施にあたっては、町民参加を基本とする。
- 3 町は、公共施設を整備する場合には、景観整備等に先導的役割を果たすよう努めるものとする。

4 町は、必要があると認めるときは、国、県又はその他の公的機関が実施する公共事業に対し、景観整備等について協力を要請するものとする。

(町民及び事業者の責務)

第4条 町民及び事業者（以下「町民等」という。）は、自らも景観整備等の主体としての立場で、その推進に積極的に参加するものとする。

第2章 景観計画区域における良好な景観形成の方針

(基本方針の策定)

第5条 町長は、町の全域を景観計画の対象となる区域（以下「景観計画区域」という。）とし、総合的な景観整備等をすすめるため、別表の地区区分ごとにその地区の態様に応じた景観整備基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、又は必要に応じ変更するものとする。

2 町長は、前項の基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめその内容を三春町都市計画審議会に諮問しなければならない。

3 町長は、第1項の基本方針を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

(田園地区の基本方針)

第6条 別表の大分類による田園地区の基本方針には、次の各号の内容を定めることができる。

- (1) 景観形成既存建築物等の保全
- (2) 景観形成樹木、樹林の保全
- (3) 屋外広告物等の存置方法
- (4) 物品等の集積又は貯蔵の存置方法
- (5) 地区住民又は地区住民が組織する団体による環境美化活動の推進方法
- (6) その他景観整備等を図るうえで必要な事項

(市街地地区の基本方針)

第7条 別表の大分類による市街地地区の基本方針には、前条各号に定めるもののほか、建築物等に関するガイドラインの内容を定めることができる。

(特別地区の基本方針)

第8条 別表の大分類による特別地区の基本方針には、第9条第1項による特別地区の指定の目的に応じ必要な内容を定めることができる。

第3章 良好な景観形成の推進

第1節 景観整備等特別地区

(特別地区の指定)

第9条 町長は、景観整備等を図るうえで特に必要と認める場合、次の各号のいずれかに該当する地区を景観整備等特別地区（以下「特別地区」という。）として指定し、変更し、又は廃止することができる。

- (1) 市街地景観整備等特別地区 商業業務施設又は住宅等が一团をなし、まとまりのある景観を形成している地区
- (2) 歴史的景観保全特別地区 伝統的な建築物、工作物又は樹木が周辺と一体をなし、特色ある景観を形成している地区
- (3) 開発管理特別地区 地域開発などにより、計画的に景観整備等を図っていく必要のある地区
- (4) その他景観整備等のため町長が必要と認める地区

2 町長は、前項により特別地区を指定し、変更又は廃止しようとするときは、あらかじめその内容を三春町都市計画審議会に諮問しなければならない。

3 町長は、特別地区を指定し、変更し、又は廃止したときは、これを告示しなければならない。

第2節 良好な景観の形成のための行為の規制等

第1款 景観整備等に大きな影響を及ぼす大規模建築物等の行為

(行為の事前届出)

第10条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観整備等に大きな影響を及ぼす次の各号のいずれかに該当する行為とし、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を町長へ届け出なければならない。

- (1) 建築物等で、その高さ又は面積が規則で定める高さ又は面積を超えるもの（以下「大規模建築物等」という。）の新築、改築、増築、又は移転（改築又は増築の後において、その高さ又は面積が規則で定める高さ又は面積を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
- (2) 大規模建築物等の外観の模様替え又は色彩の変更
- (3) 土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。以下同じ。）で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は規則で定める規模を超える法面（擁壁が設置される部分を含む。以下同じ。）を生ずるもの
- (4) 鉱物の掘採又は土石の類の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は規則で定める規模を超える法面を生じるもの
- (5) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、その高さ又はその用に供される土地の面積が規則で

定める高さ又は面積を超えるもの

- 2 前項の規定は、法第16条第7項各号の行為については適用しない。
- 3 第1項各号の規則を定め、又はその変更をしようとするときは、あらかじめその内容を三春町都市計画審議会へ諮問しなければならない。

(事前届出行為に係る助言又は勧告等)

第11条 町長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その地区の景観整備等を図るうえで必要があると認めるときは、その届出者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は設計変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 町長は、前項の規定により助言し、又は勧告する場合においては、必要に応じ景観専門委員の意見を聴くものとする。

第2款 景観整備等特別地区内の行為

(行為の事前届出)

第12条 特別地区内において、法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とし、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を町長に届出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転
- (2) 建築物等の外観の模様替え又は色彩の変更
- (3) 土地の区画形質の変更
- (4) 鉱物の掘採又は土石の類の採取
- (5) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- (6) その他規則で定める行為

- 2 前項の規定は、法第16条第7項各号の行為については適用しない。

(事前届出行為に係る助言又は勧告等)

第13条 町長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為がその地区の整備基準の内容に適合するかどうかを審査し、景観整備等を図るうえで必要があると認めるときは、その届出者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は設計変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 町長は、前項の規定により助言し、又は勧告する場合においては、必要に応じ景観専門委員の意見を聴くものとする。

(変更命令等)

第14条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、第12条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

2 町長は、前項の規定による届出があった場合において、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。

3 町長は、前項の規定により変更命令等をする場合においては、必要に応じ景観専門委員の意見を聴くものとする。

第3款 整備基準

(整備基準)

第15条 町長は、特別地区を指定したときは特別地区内における景観整備等を図るため、その地区ごとに法第8条第3項第2号で定める事項について、特別地区景観整備等基準（以下「整備基準」という。）を定め、又は必要に応じ変更するものとする。

2 町長は、整備基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめその内容を三春町都市計画審議会に諮問しなければならない。

3 町長は、整備基準を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

(整備基準の遵守)

第16条 特別地区内において、第12条第1項各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、その地区の整備基準の内容に適合するよう努めなければならない。

第4款 行政による支援措置

(助成等)

第17条 町長は、特別地区内において景観整備等に努めようとする者に対し、必要な技術的支援を行うことができる。

2 町長は、予算の範囲内において、規則で定めるところにより、特別地区内において景観整備等に寄与する行為をしようとする者に対し、その行為に要する経費の一部を助成することができる。

第4章 住民等による景観整備等の推進

第1節 まちづくり協定

(まちづくり協定の締結)

第18条 地区住民又は地区住民が組織する団体は、各地区の景観整備等を推進するために、その地

区の基本方針を参考とし、地区住民相互の協議を経て、景観整備等に関する申し合わせ事項を定め、かつその内容を協定とし締結することができる。

2 一定の地域内に存する土地、建築物、工作物又は広告物の所有者は、その地域の一体的景観整備等を図るために、その地区の基本方針を参考とし、共同してその地域における景観整備等に関し、規則で定める事項について協定を締結することができる。

3 第1項及び前項による協定をまちづくり協定といい、その地域をまちづくり協定地域という。
(まちづくり協定内容の協議及び届出)

第19条 まちづくり協定を締結しようとする者又は団体は、あらかじめその内容を町長に協議するものとする。

2 町長は、前項の規定により協議をする場合においては、必要に応じ景観専門委員の意見を聴くものとする。

3 まちづくり協定を締結した者又は団体は、規則で定めるところにより、その内容を町長へ届け出なければならない。
(まちづくり協定の推進)

第20条 まちづくり協定を締結した者又は団体は、協定内容を遵守し、積極的に景観整備等を推進しなければならない。

2 町長は、まちづくり協定地域において第10条第1項の規定による届出があった場合において、その地域のまちづくり協定内容に適合するかどうか審査するものとする。

第2節 事業者景観協定

(事業者景観協定)

第21条 町長は、景観整備等に大きな影響を及ぼす大規模建築物等の行為のうち、規則で定める計画及び行為をしようとする事業者に対し、景観形成に関する協定（以下「事業者景観協定」という。）を締結するよう求めることができる。

(事業者景観協定の内容)

第22条 事業者景観協定の内容は、規則に定める事項とする。

(事業者景観協定の締結)

第23条 町長は、事業者景観協定を締結しようとするときは、あらかじめ景観専門委員の意見を聴くものとする。

2 町長は、前項の協定締結を行う場合であって、必要と認める場合は、関係する地区住民等の組織する団体の意見を聴くことができるものとする。

3 町長は、事業者景観協定を締結したときは、これを公表するものとする。

(事業者景観協定に基づく通知)

第24条 事業者景観協定に基づく行為をしようとする事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を町長へ通知するものとする。

2 前項の通知があった場合、第10条第1項の規定による届出があったものとみなす。

第3節 建築協定

(建築協定)

第25条 別表の大分類による市街地地区の住民は、自らの景観整備等を図るため、積極的に建築協定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条）の活用を図るものとする。

第4節 行政による支援

(助成等)

第26条 町長は、まちづくり協定地域及び建築協定区域の活動に対し、規則で定めるところにより、必要な技術的援助及び経費の一部を助成することができる。

2 町長は、予算の範囲内において、規則で定めるところにより、まちづくり協定地域内において景観整備等に寄与する行為をしようとする者に対し、その行為に要する経費の一部を助成することができる。

第5章 行政による景観整備等の推進

第1節 景観地区

(景観地区)

第27条 町長は、特別地区を指定したときは、当該地区内の景観整備等を図るため、景観地区（法第61条）の活用を図るものとする。

第6章 専門委員

(専門委員の設置)

第28条 景観づくりについて専門的な知識や経験を有する委員（以下「景観専門委員」という。）を置くことができる。

(景観専門委員の構成)

第29条 景観専門委員は、委員5人以内で組織し、町民の代表者及び学識経験者のうちから町長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。

第7章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条から第14条の改正規定は、景観計画が施行された日から適用し、同日前の行為の事前届出及び事前届出行為に係る助言又は指導については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の美しいまちをつくる三春町景観条例（平成2年三春町条例第1号。以下「旧条例」という。）の規定に基づき指定されている市街地景観整備等特別地区は、この条例第9条第1項第1号の規定により定められた地区とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づきなされた届出は、この条例の相当する規定によってなされたものとみなす。

別表（第5条関係）

地区区分

大分類	小分類
田園地区	その地区の態様及びその敷地が接する道路の性格により区分し、規則で定める。
市街地地区	
特別地区	田園地区、市街地地区のうち第9条第1項により町長が指定する地区